平成２５年（フ）第１３４号
山梨県甲斐市富竹新田631番地１　シャンテ富竹206号室
債務者　橋場　幸雄
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
広島県府中市府中町６番地５
債務者　原田　義浩
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７７号
広島県福山市蔵王町3442番地１　丘の上ケアハウス208、旧住所広島県福山市東川口町４丁目１番50号　Ｃ―102
債務者　安倍　孝枝
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８２号
広島県福山市川口町２丁目９番５号、旧住所広島県福山市東川口町５丁目１番19号
債務者　橋本　貞雄
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１号
福岡県宮若市福丸210番地１
債務者　澤村　正幸
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県宮若市磯光1618番地２　市営和の里団地294号
債務者　吉平　峰子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５９号
佐賀県鳥栖市古賀町427番地23
債務者　信栄設備こと　古達　信義
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
佐賀県鳥栖市古賀町427番地23
債務者　古達　友代
１　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
熊本市中央区神水２丁目19番20号
債務者　田中二三男
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
宮城県大崎市古川駅南２丁目９番地３　古川駅南住宅３号棟103号
債務者　伊藤　　恵
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
鹿児島県姶良市加治木町反土1431番地２
債務者　瀬戸山慎二
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６号
岩手県遠野市松崎町光興寺13地割８番地
債務者　濱田　　亮
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第７５１号
名古屋市中川区柳堀町１番22号　加藤マンション403号、従前の住所名古屋市中川区助光２丁目802番地　シャトルＳＵＫＥＭＩＴＳＵ103号
債務者　ヒラノベンダーサービスこと　平野　伸明
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６２号
神戸市垂水区福田５丁目４番21号　ミノルマンション403号
債務者　中嶋千恵子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８０号
神戸市兵庫区神田町24番５号　稲森ハイツ102、従前の住所兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番４―404号
債務者　児島　真紀
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８２号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番21―401号
債務者　和泉　陽子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部